

令和 3 年第 2 回養老町臨時会会議録

令和 3 年第 2 回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和 3 年 5 月 14 日 第 1 日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 報告第 5 号 債権放棄の報告について
 - 日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）
 - 日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認について（養老町介護保険条例の一部を改正する条例）
 - 日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認について（令和 2 年度養老町一般会計補正予算（第 8 号））
 - 日程第 8 議案第 42 号 養老町附属機関の書面による審議に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 日程第 9 議案第 43 号 養老町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 10 同意第 4 号 固定資産評価員の選任同意について
 - 日程第 11 議案第 44 号 養老町庁舎機械設備改修工事請負契約の締結について
 - 日程第 12 議案第 45 号 令和 3 年度養老町一般会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 13 議案第 46 号 令和 3 年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 14 選任第 2 号 常任委員会委員の選任について
 - 日程第 15 選任第 3 号 議会運営委員会委員の選任について
 - 日程第 16 選任第 4 号 議会改革特別委員会委員の選任について
 - 日程第 17 選任第 5 号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
 - 日程第 18 同意第 5 号 監査委員の選任同意について
 - （追加日程）
 - 日程第 1 許可第 2 号 議長の辞職許可について
 - 日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙について
 - 日程第 3 選挙第 2 号 副議長選挙について
-

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議 長	吉 田 太 郎	新議長	北 倉 義 博
○出 席 議 員			
1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		
○欠 席 議 員			
	なし		

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理
総務部税務課長	間 山 剛	住 民 福 祉 部 長	高 橋 正 人
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	藤 田 勝 彦	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 真由美
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	小 里 克 昌	特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 長 建 設 課 長	大 倉 修
産 業 建 設 部 長	松 岡 弘 泰	産 業 建 設 部 長 産 業 観 光 課 長	竹 中 修
産 業 建 設 部 長 水 道 課 長	高 木 善太郎	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	若 山 実 穂
教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 長 教 育 総 務 課 長	飯 田 泰 代
教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	廣 澤 幸 雄
消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	大 倉 巧		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 中 島 和 哉

議 会 事 務 局 書 記 稲 川 諭 実 彦

(開会時間 午前 9 時30分)

○議長（吉田太郎君） おはようございます。

令和 3 年第 2 回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（吉田太郎君） ありがとうございます。御着席ください。

ここで、町広報委員に限り、今臨時会の議場内の写真撮影、並びに報道機関に限り傍聴席より議会内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブの中継及び録画放送のために、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和 3 年第 2 回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（吉田太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、3 番 小寺光信君、4 番 北倉義博君を指名します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

ここで、5 月 7 日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長（田中敏弘君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

5 月 7 日午前 9 時30分より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、令和 3 年第 2 回臨時会の日程についてであります。

まず、会期については本日の 1 日とし、議事日程については、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の審議、6. 議会構成の案件、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

次に、審議する議案につきましては、債権放棄の報告についてが 1 件、専決処分の承認についてが 3 件、条例の制定及び一部改正についてが 2 件、人事案件についてが 1 件、契約の締結についてが 1 件、令和 3 年度一般会計及び特別会計補正予算についてが 2 件、以上10件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第 4、債権放棄の報告については、養老町債権管理条例第14条第 2 項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受け

ること。次に、日程第5、専決処分承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）から日程第9、養老町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第11、養老町庁舎機械設備改修工事請負契約の締結についてから、日程第13、令和3年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の計8議案については、それぞれ逐条上程し、提案説明を受け、質疑・討論を経て採決すること。次に、日程第10、固定資産評価員の選任同意については、同意の人事案件につき、上程後に提案説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決すること。

以上のように決定いたしました。

また、議会構成の案件につきましては、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、各特別委員会委員の選任（2件）、監査委員の選任同意、計5件であります。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、傍聴者も含めて議場内ではマスクを着用することとし、議場内で発言する際はマスク着用のまま議員並びに部課長においては自席にて着席のまま発言することと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 議会運営委員会委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年度2月及び3月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、監査委員から辞職願が提出されました。さらに議会閉会中に議会改革特別委員会委員及び議会だより編集特別委員会委員から辞任届が議長に提出されましたので、委員会条例第12条第2項に基づき、その辞任を許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長より挨拶をお願いいたします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに令和3年第2回養老町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。開会に当たり、一

言御挨拶を申し上げます。

現在、全国的に第4波の感染拡大を受け、岐阜県下においては4月23日に第4波非常事態宣言が発出され、非常事態対策を実施してまいりました。また、その対策の一環として4月28日に国に対して蔓延防止等重点措置区域への指定を要請され、5月7日に特措法第31条の4の規定に基づく指定がなされたところでございます。この間、町民の皆様、事業者の皆様には時短要請に始まり、酒類の提供の禁止、カラオケの利用自粛など、日々の生活や営業活動が大きく制限される中、それぞれのお立場から感染予防、感染拡大防止に御理解と御協力をいただいておりますことに改めて深く感謝を申し上げます。

しかし、現下の状況を見ますと、変異株が猛威を振るい、県下では7日間連続で100人を超え、累計で7,027人、本町でも5月13日現在79人となっております。なかなか新規感染者数が減らない状態であり、飲食対策、若い方の外出移動の自粛、イベント等の制限、教育現場における感染防止対策、防災無線による広報活動等をしっかり行い、危機感を持ちながらより一層気を引き締めていかなければならないと、その意を強くしているところでございます。

各市町で医療従事者の確保が難しいと言われる中、郡医師会、区長会、関係機関の御協力の下、体制整備を進めてまいりました新型コロナウイルスワクチン接種でございますが、来週の月曜日、5月17日に西美濃厚生病院で、また26日には町中央公民館でいよいよ実施してまいります。なかなか電話予約やネットでの予約がつかないといった苦情もお受けしておりますが、ワクチンも順次供給されますので、希望される65歳以上の方が7月末までに接種できるよう全庁体制で進めてまいります。また、新聞報道にあるような予約キャンセル等の余剰分につきましても、高齢者の方が優先して接種できるよう命に関わるワクチンでございますので、破棄を回避できるようにコンプライアンスの下、努めてまいります。

本町では引き続き全力でコロナ対策に取り組んでおりますので、議員各位並びに町民の皆様におかれましても、オール養老でこの難局を乗り越えていけるよう改めて御支援と御協力をお願い申し上げます。

なお、本日の臨時会には報告案件が1件、条例制定及び改正が4件、補正予算案が3件、人事案件が1件、契約の締結が1件と、合わせて10件の議案を上程申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第4、報告第5号 債権放棄の報告についてを議題とし、報告を受けます。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第5号 債権放棄の報告について、概要を説明させていただきます。

この債権放棄につきましては、養老町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、放棄した債権の内容を同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

別紙の報告書にございますように、放棄した債権の総額は149万3,900円で、債権を放棄した理由につきましては、契約者が亡くなられ、相続人全員が相続放棄したもの及び消滅時効に係る時効期間が満了したことにより、いずれも債権の回収が見込めなくなったことによるものでございます。

以上で報告第5号 債権放棄の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、養老町債権管理条例第14条第2項の規定による議会への報告でありました。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第5、承認第1号から日程第9、議案第43号及び日程第11、議案第44号から日程第13、議案第46号の8議案は、逐条上程後、質疑・討論を経て採決を行います。

なお、日程第10、同意第4号の1議案は同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

まず、日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第1号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）についての説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、養老町税条例等の一部を改正し、同年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 問山税務課長、自席で補足説明。

○総務部税務課長（問山 剛君） それでは、実務的な内容が含まれますので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、2条建てとしており、法令等の改正に合わせて、第1条では、養老町税条例の一部改正を、また第2条では、養老町税条例の一部を改正する条例の一部改正

を行うものでございます。

まず、養老町税条例の一部を改正する条例（第1条関係）についてでございます。

別添資料の養老町税条例新旧対照表（第1条関係）の1ページを御覧ください。

第28条の3の2及び第28条の3の3については、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものです。

次に、第34条の8については、退職所得申告書の定義に係る規定の整備を行うものです。

次に、第34条の9については、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものです。

次に、第65条の4については、環境性能割の税率の規定に読替規定を加えるものです。

次に、附則第7条の2については、法改正による引用条項のずれに伴う改正を行うとともに、先端設備等に対する固定資産税の特例について生産性向上特別措置法が廃止され、中小企業等経営強化法に移管されたことに伴い、同条第15項を削り、同条第18項について所要の改正を行うものです。

次に、附則第8条、附則第8条の2、附則第9条、附則第10条及び附則第12条については、法律改正に合わせて規定の整備を行うものです。

次に、附則第12条の2については、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置を9か月延長するものです。

次に、附則第12条の2の2については、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定に読替規定を加えるものです。

次に、附則第13条については、軽自動車税の種別割のグリーン化特例である軽課のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長し、また引用条項のずれに伴う改正を行うものです。

次に、附則第13条の2については、附則第13条の改正に伴う引用条項のずれを改正するものです。

次に、附則第23条については、住宅借入金等特別税額控除を拡充・延長するものです。

別添資料14ページの養老町税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。

この条例の改正については、令和2年9月改正条例の項ずれの改正を行うものです。

戻りまして、次に議案5ページを御覧ください。

附則第2条、附則第3条及び附則第4条については、今回の改正に伴う町民税、固定資産税及び軽自動車税の経過措置を規定しております。

施行日について、この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。ただし、第1条中養老町税条例附則第7条の2第18項の改正規定の中で、同項を同条第17項とする部分を除くものにつきまして、並びに附則第3条第3項及び第4項の規定は、産業競争力

強化法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 3件についてお尋ねをします。

今、提案説明の冒頭の中で定義の整備をするというふうなものがございましたけれども、第34条の9に次の2項を加えるということの4項です。1ページの4ですが、退職所得申告書が支払いをする者に受理されたときを、支払いをする者が提供を受けたときという改正ですが、なぜこのような改正の定義が整備されたのかについて具体的にお願いしたいと思います。

それから6ページなんですが、固定資産税に関する経過措置の第3条の2項ですが、先端設備などに該当する機械装置の規定という文言がございますが、それは具体的にはどういうものなのかについてお尋ねします。

3点目は、7ページの同じ4項に特殊対象資産を引き渡し使用させる事業を行うものとありますが、当町においての対象者数についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 問山税務課長、自席で答弁。

○総務部税務課長（問山 剛君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、退職所得の電子申告の関係でございますが、こちらは退職者の所得申告書の税務署に提出するに当たりまして、これまで署長印の承認を必要としておりましたものを電子化して事務の効率化を図るということで、押印を不要とするというふうに聞いております。

次に、生産性の固定資産の特例の関係でございますが、当町においては本事案に関してわがまち特例ということでございまして、該当事業者は16事業者となっております。具体的に該当するものとしたしましては、中小企業等が取得して生産性向上のために資する先端設備、主に太陽光モジュールや、またそれに伴う附属設備ということで、こちらが対象になるということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 確認ですけれども、わがまち特例の16事業者というのは、特例対象資産を引き渡し使用させる事業所というふうに理解してよろしいですか。

○議長（吉田太郎君） 問山税務課長、自席で答弁。

○総務部税務課長（問山 剛君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたこの16事業者というのは、附則7条の2、前の15項に該当する事業者でございます。新たに17項に移行するということでございますが、こちらにつきましては新たに構築物、または看板等のそういったものが加わるということで切り替わりますので、現在新年度改正に伴う第17項に該当するものにつきましてはございません。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第6、承認第2号 専決処分の承認について（養老町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第2号 専決処分の承認について（養老町介護保険条例の一部を改正する条例）についての説明をさせていただきます。

厚生労働省老健局介護保険計画課より、令和3年3月12日付「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援について」において、保険料の減免期間の延長がされました。これに合わせて養老町介護保険条例の一部を改正したものであり、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 近藤健康福祉課長、自席で補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから説明させていただ

きます。

附則第7条第1項の改正では、令和3年度の減免のために納期限を令和4年3月31日まで延長するとともに、令和3年事務連絡の基準に従い、要件等を変更するものです。

施行日につきましては、令和3年4月1日から施行するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第7、承認第3号 専決処分の承認について（令和2年度養老町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第3号 専決処分の承認について（令和2年度養老町一般会計補正予算（第8号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,227万3,000円を追加し、予算総額を152億3,195万5,000円とするもので、令和3年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

主な内容は、ふるさと納税寄附金の増額によるもの、障害者自立支援給付事業、退職団員報償金などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 川口総務部長、自席で補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていた

だきます。

最初に 9、10ページの歳出から説明させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、17目ふるさと応援基金費につきまして、寄附金総額 9 億8,780万1,000円のうち 1 億9,649万5,000円は、寄附者の御意向に沿い、それぞれの事業へ充当し、残り 7 億9,130万6,000円を基金に積み立てることとしたため、780万6,000円を増額いたしました。

なお、寄附金の充当先事業の内訳につきましては、款 2 総務費、項 1 総務管理費、2 目文書広報費の広報費に64万9,000円、6 目企画費の養老鉄道活性化事業に107万5,000円、また款 9 消防費、項 1 消防費、2 目非常備消防費の非常備消防維持管理運営事業に188万2,000円、款10教育費、項 5 保健体育費、2 目総合体育館費の総合体育館維持管理費に138万9,000円となり、それぞれ財源更正を行いました。

次に、7 ページ、8 ページの歳入について説明させていただきます。

款17寄附金、項 1 寄附金、2 目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金（一般分）につきまして、令和 2 年度の寄附金総額が 9 億7,080万1,000円でありますので、予算との差額1,128万1,000円を増額いたしました。

また、寄附金の充当については、寄附者の御意向に沿い、輝く人のまち、活力のあるまち、安心・安全なまち、地域経営の推進の各事業に総額で499万5,000円を充当し、財源更正を行い、780万6,000円は基金に積立てを行っております。

次に、款19繰越金、項 1 繰越金、1 目繰越金では、財源が不足する額396万5,000円を充てるものでございます。

次に、4 ページの第 2 表 繰越明許費補正では、令和 2 年度内に事業が完了しない新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業で312万3,000円を追加し、2,512万3,000円とするものです。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 高橋福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長（高橋正人君） それでは、私のほうからは住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

まず、9 ページの歳出について御説明申し上げます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、1 目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、2 月、3 月の給付費が前年度実績を考慮した見込み額より623万円増加し、同様に補装具につきましても217万円増加したことにより、全体として840万円を増額いたしました。

項 2 児童福祉費、1 目児童福祉総務費の障害児通所給付事業では、給付費の動向により扶助費の所要額205万2,000円を増額いたしました。

なお、今回補正予算を上程いたします給付費等の財源措置につきましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 の負担であります。翌年度精算で追加交付を受け、確定後に令和

3年度補正予算として上程する予定でございます。

次に、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款15県支出金、項2県補助金、2目民生費県補助金の児童福祉費補助金では、保育所等の臨時休園に伴う保育料等減額分に係る補助金82万8,000円を上程いたしました。

また、款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童福祉関係職員費に75万4,000円、2目児童措置費の公立認定こども園等運営事業に7万4,000円をそれぞれ充当し、財源更正をいたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明を終わります。

○議長（吉田太郎君） 廣澤消防長、自席で補足説明。

○消防長（廣澤幸雄君） それでは、私のほうから消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款9消防費、項1消防費、2目非常備消防費の退職団員報償金事業では、令和3年3月31日をもって退団する消防団員の退職報償金の額が確定しましたので、1,401万5,000円を増額いたします。

次に、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款20諸収入、項4雑入、6目雑入では、消防団員の退職報償金の金額の確定により、消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員退職報償金として1,467万9,000円を増額し、全額を退職消防団員報償金事業に充当するとともに、財源更正をいたしました。

以上で消防本部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 9ページ、10ページの関係で消防費の関係で、退職報償金が1,400万余り出ているわけですが、退職の団員数は何人かということと、そして諸収入の中で退職報償金が1,467万9,000円ですか、そういう関係で入っているということで、基金のほうからの云々という説明があったわけですが、基金というのは誰が積み立てして基金になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 廣澤消防長、自席で答弁。

○消防長（廣澤幸雄君） それでは、松永議員の御質問の1つ目にお答えさせていただきます。

令和2年の退職消防団員の総数としまして142名でございます。

2つ目の御質問についてお答えさせていただきます。

こちらの消防団員等公務災害補償等共済基金の減についてでございますけれども、こちらのほうに団員1人当たり1万9,200円を一般会計のほうから負担金として支出しております。以上になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 今、1万9,200円を一般会計から補填をされておるということですが、もともとは養老町が負担しておるのか、国から養老町へ入って、それが報償金の積立てになっておるのか、その点の確認をいたします。お願いします。

○議長（吉田太郎君） 廣澤消防長、自席で答弁。

○消防長（廣澤幸雄君） それでは、松永議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

こちらの基金に支出しています1万9,200円については、特別交付税という形で国から支出されている金額でございます。以上になります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 現在、基金の残高というか、それが分かっておれば、基金に積み立ててあるということですが、聞いていいかな、このこと。

○議長（吉田太郎君） 廣澤消防長、自席で答弁。

○消防長（廣澤幸雄君） それでは、松永議員の御質問にお答えしたいと思います。

こちらのほうの基金につきましては、掛金としまして支払っておるんですけれども、町でこちらのほう積立てしているわけではなくて、全国の組織としまして積み立てておりますので、養老町の残高というものは分かっておりません。以上になります。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 総合体育館の維持管理費が138万9,000円、寄附金で財源更正したというのは分かりましたが、その管理内容、事業内容ですね、それについてお尋ねします。

○議長（吉田太郎君） 西脇生涯学習課長、自席で答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 水谷議員の御質問の総合体育館維持管理費の内容でよろしかったでしょうか。

これにつきましては、総合体育館の消耗品、また通信費、そのようなものと、総合体育館の維持管理、業務のほうを委託しております、その委託料も含まれておる額であります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） その業務委託料の数字は、金額についてお願いします。

○議長（吉田太郎君） 西脇生涯学習課長、自席で答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 委託料につきまして、当初の予算額では1,268万2,000円で計上しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 当初予算額が1,268万2,000円で、今回財源が一般会計ではなく寄附金で賄われたということで、令和2年度会計年度の締切りもありますけれども、総合体育館に業務委託料としての決算は1,268万2,000円というふうに理解してよろしいですか。

○議長（吉田太郎君） 西脇生涯学習課長、自席で答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） あくまでスポーツ連盟への委託料が最終的な計算では1,268万1,130円であります。この中の一部が寄附金で賄われているということでございますので、全てがこちらのほう、委託料のほうに含まれているというものではございません。全ての総合体育館の維持管理費の中の一部がその補助金で賄われているということでございます。寄附金が委託管理費の中に充当されているということでございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長（高橋正人君） 失礼いたします。

先ほど7ページの歳入について御説明申し上げましたときに、保育所等の臨時休園に伴う保険料等の減額というふうに申し上げましたが、保育料の間違いでございますので訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第8、議案第42号 養老町附属機関の書面による審議に係る関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第42号 養老町附属機関の書面による審議に係る関係条例の整備に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

養老町附属機関の審議については、委員を招集して審議することが大原則であります。が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、人員を招集して審議を行うことが非常に困難な状況が続いていることを踏まえ、書面による審議をもって代えることを規定するため、関係する16の条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 川口総務部長、自席で補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回改正する関係条例は、次の16の条例でございます。

1つ目、養老町計画審議会設置条例、2つ目、養老町行財政改革推進審議会設置条例、3つ目、養老町公民館設置及び管理に関する条例、4つ目、養老町図書館設置及び管理に関する条例、5つ目、養老町スポーツ推進審議会設置条例、6. 養老町文化財保護条例、7. 養老町子ども・子育て会議条例、8. 養老町環境保全審議会設置条例、9. 養老町農業振興地域整備促進協議会設置条例、10. 養老町農業振興協議会設置条例、11. 養老町農村地域産業導入促進審議会条例、12. 養老町都市計画審議会設置条例、13. 養老町上下水道事業経営審議会条例、14. 養老町防災会議条例、15. 養老町水防協議会条例、16. 養老町消防審議会設置条例、以上の16の条例でございます。

それぞれの条例において、主に書面審議の条項を追加しており、第1項では、審議会等を招集する時間的余裕がない、または困難であると認めるときは、委員に書面を送付し審議することをもって代えることができる旨を規定し、第2項では、会議を規定する条項において出席を署名と読み替え準用することを規定し、第3項では、書面審議を行ったときは速やかにその結果を委員に報告する旨を規定しております。

次に、施行日についてでございますが、公布の日から施行するものでございます。

また、附則第2項では、書面審議をした場合の報酬について規定するため、養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をしております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 書面による審議を行った場合は、日額2分の1を乗じて得た額、すなわち半額となるわけですが、対象の16の附属機関が全て書類審議を行った場合の影響額はどれほどになるのか伺いたいと思いますし、併せて当然費用弁償もゼロ円となるのか確認しておきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 川地副町長、自席で答弁。

○副町長（川地憲元君） 失礼いたします。

田中議員の御質問でございます。現在、令和3年度の予算ベースで16ある条例のうち、養老町計画審議会、養老町農業振興協議会、養老町農村地域産業導入促進審議会、この3審議会等につきましては、令和3年度予算計上しておりません。ですから、残りの16のうち13の審議会等でこの書面決議になった場合ですけれども、トータル的に現在報酬で137万2,800円計上しておりますので、2分の1という規定を今回の条例改正に伴って影響額にしますと68万6,400円ということで、半額になると。

また、費用弁償につきましては、おおむね旅費でございますので、原則は会議をやるんですが、このような世界的なパンデミックになった場合に会議をするということで書面決議という形を取らせてもらっておりますので、費用弁償につきましても16万8,000円旅費が発生しないということで減額になると。合わせまして85万4,400円と想定をしております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 今回条例の整備をするに当たって、書面による審議ということですが、国もデジタル庁とかを創設した中で、自治体にもこういうことが求められてくるわけですが、あるいはオンライン、ウェブ、リモートなどによる審議というのは、この条例改正の議論の中で当初は出なかったのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 川地副町長、自席で答弁。

○副町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

当然そういったことも今後検討していきたいという中で、まずは議員の先生方にタブレットを今導入していただいておりますので、なかなかもとの書面のほうでもいただきました

いというお声もいただいておりますし、中でもそういったことを検討しておりますので、今後スムーズに進むのであれば導入ということも検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 既に審議会の中でも試行的に担当課で努力をして、こういうリモート会議とかウェブ会議も試行しているということも聞きますので、私たちが恥ずかしい話、大変ですけれども、やはり審議会の委員の顔が見えて発言が共有できる、そういうふうな環境を整えているということで、これからオンライン、ウェブ、リモートによる議決ということも進めていただきたいなということを強く思います。

○議長（吉田太郎君） 川地副町長、自席で答弁。

○副町長（川地憲元君） 御意見等踏まえまして、内部で十分検討させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 今16の附属機関ということで説明があったわけですが、このほかにも審議会、協議会は多数あるわけですが、この書面決議はここに載っていない協議会等はやらないということで理解していいのかということ1点と、2点目は、このコロナの状況が収まった場合、また町民、国民のほとんどがワクチンの2回接種が終了した場合等においては、この書面決議の取扱い方はどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 川地副町長、自席で答弁。

○副町長（川地憲元君） 松永議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目ですけれども、この条例に載っていないところは、原則やはり会議がやるべきだろうと、絶対やるということで書面決議という考えではなしに、やるという方向でということで、やはりこの16の条例の審議会につきましては書面決議が妥当だろうということで上程させていただいてもらっております。

申し訳ありません。ワクチン接種後の書面決議ですけれども、やはりこれは非常事態を想定しておりますので、先ほども言いましたように原則はやるべきものだと思っております。でも、どうしてもできないといったことも想定しまして、今回上程させてもらっておりますので、よろしくお願いしますと思います。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第9、議案第43号 養老町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第43号 養老町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

道路法等の改正により、新たに制度が創設されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉特命事項推進監、自席で補足説明。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町町道の構造の技術的基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

まず、道路法の改正による道路構造令の一部改正に伴うものから説明させていただきます。

条ずれが生じたことにより、第5条第6項、第9条第4項、第41条第3項及び第42条第2項において、「第41条第1項」を「第42条第1項」に改めるものであります。

また、第33条につきましては、自動運転車の運行を補助する施設が交通安全施設に位置づけられたことから、「自動運行補助施設」を加えるものであります。

次に、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、号ずれが生じたことにより第11条第3項のただし書において、「第2条第9号」を「第2条第10号」に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） この道路法の改正は、国のほうでは昨年5月20日に成立して、11月25日に施行されておるわけですが、町の対応としては相当時期がずれておるわけですが、何か原因か理由がありますかということと、それから2点目としては、一般論で世論で現在第4次産業革命の真っただ中ということで、この案件もその一部と捉えることができると思います。

今回条例で自動運行補助施設を加え改正するわけですが、実際地方といいますか、現場で電磁誘導線とか磁気マーカーなど自動運転車等の補助施設を整備していくことになると思いますが、予算もさることながら、現在実験段階というようなことを思いますと、我々地方としてはいつの時期になるかという想定はどのように考えてみえますか。この2点について伺いたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 大倉特命事項推進監、自席で答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（大倉 修君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目ですけれども、今回の法律の改正等は道路管理者が条例で市町村道の構造の技術的基準を定めるに当たって、参酌すべき一般的基準となります。当町といたしましては、参酌すべきところを岐阜県の条例改正を参考に検討する方針としておりました。県の条例改正は、令和3年3月29日に公布され、同日付で各市町村に通知がございましたので、これを基に検討し、本議会に上程させていただいたということでございます。

それから、2点目でございますが、また今回の法改正では国は地域限定型の無人自動運転移動サービスの類型的展開地域を2030年末までに100か所以上としたいということを目標としているということでございます。都市部から広がりを見せていくということを考えておりまして、当町といたしましては、現在のところ制度の活用計画はございません。しかしながら、インフラを整備する町といたしましても、自動運転補助、また自動運転車の普及促進は必要だというふうに考えておりますので、今後の国の動向を注視してまいりたいというふうに存じます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第10、同意第4号 固定資産評価員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案は同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第4号 固定資産評価員の選任同意について説明させていただきます。

地方税法第404条第1項の規定に基づき、固定資産評価員を設置しておりますが、令和3年4月1日付の人事異動により、固定資産評価員が異動したため、地方税法第404条第2項の規定に基づき、固定資産に関する知識及び経験を有する者を新たに固定資産評価員に選任するため、同意を求めるものでございます。

同意を求める者の住所氏名、住所、岐阜県大垣市昼飯町322番地3、氏名、問山剛。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この採決は挙手によって行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第11、議案第44号 養老町庁舎機械設備改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第44号 養老町庁舎機械設備改修工事請負契約の締結について御説明させていただきます。

養老町庁舎機械設備改修工事については、いかなる災害が発生した場合においても庁舎が機能不全に陥らず、被害を可能な限り最小化し、災害時には迅速な復旧ができるよう改修を行うものであり、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉特命事項推進監、自席で補足説明。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町庁舎機械設備改修工事は、機械設備棟について耐震性がないことから、地震や洪水等の災害に対応した機械棟へ建て替えを行うものでございます。また、庁舎の空調設備は昭和63年に熱源機器等の大規模改修を行い、その後修繕を繰り返しながら使用してまいりましたが、令和2年度に機器が故障し、停止しているため、空調設備の改修を行うものでございます。

その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的、養老町庁舎機械設備改修工事。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約の金額、2億6,400万円。
4. 契約の相手方、岐阜県養老郡養老町大巻4590番地、株式会社大橋組、代表取締役大橋信之。
5. 工期、本契約締結の日から令和4年3月25日まで。
6. 工事場所、養老町高田地内。
7. 工事概要、機械棟解体工事、機械棟新築工事、県防災用発電設備移設工事、空調機械設置工事。

以上で議案第44号 養老町庁舎機械設備改修工事請負契約の締結についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 大変工期の長い1年ほどの契約なんですけれども、工事するに当たって、例えば養老町役場の前の駐車場ですとか、住民が利用されるスペースを業者が利用するというようなことになると、非常に住民の方に迷惑をかける可能性もあるわけなんですけれども、この辺りの調整というか考え方はどのようになっておるかお知らせください。

○議長（吉田太郎君） 大倉特命事項推進監、自席で答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（大倉 修君） まだ契約前でございますけれども、こちらの予定では契約後、まず工事のスケジュールといたしましては、空調工事を庁舎の1階とか、住民の方がよく利用される所及び西側から着手していこうということを考えております。

土・日も含めまして工事のほうは進めていただくというふうに考えておまして、なるべく庁舎のほうには負担がかからないようにというふうなことで進める計画をしております。工事の請負業者のほうに、別の場所で待機をするようなところも検討してほしいというふうなことは考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 特に駐車場ですね。いろんな業者がこれだけ大規模な事業ですので出入りすることになると思うんですけれども、そういった業務用の車両が止まると、結構台数を占めるんじゃないかなと思うんですけれども、これも別で駐車場を確保していただけるということですかね。

○議長（吉田太郎君） 大倉特命事項推進監、自席で答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（大倉 修君） 当然機械棟の下には役場の公用車も止まってございます。役場の前の職員の駐車場も含めまして、職員が別のところに止めたりとか、そういったことも対応として考えていこうというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） こういう事業者が住民が利用する駐車場スペースを利用することのないようなというふうなしっかり申合せをして契約をしていただきたいと思いますので、このことを申し添えておきます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 7番の工事概要の件ですが、一応項目ごとの明細というか金額を求めたいと思いますし、それからこの金額プラス設計監理料が要するという理解でよろ

しいでしょうか。

それから、財源内訳もお願いします。

○議長（吉田太郎君） 大倉特命事項推進監、自席で答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（大倉 修君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

工事ごとの費用の内訳ということでございますが、本町では予定価格及び設計金額を公表しておりません。ちょっと難しいんですが、設計を基に請負率を掛けて算出させていただきますと、機械棟の解体工事が約2,800万円、機械棟新築工事が約1億200万円、県防災用発電施設の移設工事が約100万円、空調機械の設置工事が約1億3,300万円ということでございます。

また、次の2点目ですが、設計監理につきましては、まだ本体工事のほうの契約がなされておりませんので、契約のほうは進めておりませんが、予算ベースで600万ほどということで予算計上しております。

次に、3点目ですが、財源ということでございますが、財源につきましては高額な費用ということから補助金等というものもいろいろと探しました。ただ、機械棟の新築に係る耐震化の補助金というものはございましたけれども、面積に応じた金額ということで、金額は約550万円ということでございましたが、地方債との併用はできないというものが1点ございます。一方、地方債のものを考えまして探しましたところ、公共施設等適正管理推進事業債の活用が可能ということがございまして、充当率は90%で、交付税措置もあるということでございました。検討の結果、今工事につきましては地方債を活用して事業を実施してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 機械棟の解体工事においては、かなり防音や粉じんの対策を講じていただければいけないのではないかなと思っているんですが、特に住民福祉部、あるいは総務部、産業建設部が隣接しておりますので、夏場になると多分窓が開けられないような状況の中で公務をこなしていただかなくちゃいけないのではないかなと思っているんですが、契約に当たって防音、粉じん対策などはどういうふうにお考えなのかということ、あと機械棟の下は喫煙をされるところになっているわけですが、唯一の場所ですが、これについてはどういうふうに見られているんですか。この2点伺います。

○議長（吉田太郎君） 大倉特命事項推進監、自席で答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（大倉 修君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど岩永議員のときに少し申し上げたんですが、一応こちらのスケジュール間といたしましては、まずは空調の工事につきましては庁舎の1階及び西側から着手と。それから、東側については秋頃からの工事を予定しておりまして、夏場の空調は着手以外のところは仮設で対応していきたいということを考えております。機械棟につきましては、7月頃から解体に着手してまいりたいというふうに考えているところでございますので、閉め切った中で何とか解体工事を進められたらなというところで考えているところでございます。粉じんとか、そういったことは十分今後請負業者と対応を考えたいというふうに思っております。

また、喫煙所につきましては、関係課のほうとまた協議をいたしまして、私ども庁舎管理としてはどうするかということは協議させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分からとします。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（吉田太郎君） 再開します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第12、議案第45号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第45号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億8,143万8,000円を追加し、予算総額を115

億443万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業、地方創生テレワーク推進事業、プレミアム付商品券事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 川口総務部長、自席で補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましては、総務部関係の補正はございませんので、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款18繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として1億1,198万7,000円を増額し、款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、同じく財源調整として7,084万3,000円を増額いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で補足説明。

○住民福祉部長（高橋正人君） それでは、私のほうからは住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

8ページの歳出について御説明申し上げます。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の介護保険事業特別会計繰出金では、介護報酬改定等に伴うシステム改修費として201万3,000円を増額いたしました。

款4衛生費、項1保健衛生費、2目予防費では、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業として、3月25日に実施いたしましたワクチン模擬接種を踏まえ、1,495万5,000円を増額いたしました。

主な内訳といたしまして、職員手当等では職員の時間外勤務手当が296万9,000円、需用費では接種会場の衛生用品など18万7,000円、周知用印刷物など32万8,000円、庁舎内相談室の配線修繕6万2,000円、役務費では高齢者施設接種時のワクチン配送代として10万4,000円、委託料では土・日曜日を集団接種とするための看護師派遣、事務員派遣、派遣職員、健康管理システム改修などで1,098万9,000円、使用料及び賃貸料ではクラウド通訳サービス利用料として10万7,000円、備品購入費では接種者用ワゴン、診療用椅子購入費として10万9,000円、負担金補助及び交付金では西美濃厚生病院に設置のディープフリーザー電気料などの負担金として10万円であります。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、3目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で1,495万5,000円を増額いたしました。

以上で住民福祉部に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 松岡産業建設部長、自席で補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君） それでは、産業建設部関係につきまして私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、8、9ページの歳出について御説明させていただきます。

款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費の地方創生テレワーク推進事業では、国の地方創生テレワーク推進交付金事業の採択を受け、未利用施設である地域福祉センター（旧寿幸荘）をテレワーク施設へ改修する工事費などといったしまして1億8,736万円を計上し、新型コロナウイルス感染症鎮静後の商工業事業者の景気回復、地域経済の下支えのためのプレミアム付商品券事業に係るプレミアム分及び事務手数料等をその他補助金として4,968万7,000円を計上いたしました。

次に、3目観光費の養老公園観光拠点整備プロジェクトでは、国の地方創生推進交付金事業の採択を受け、養老駅並びに養老公園周辺を観光拠点とし、歴史、自然の地域資源に次世代、健康の付加価値創出をテーマに観光消費の増大による経済効果拡大を目指す取組として、事務事業委託料などとして2,378万円を計上いたしました。

次に、6ページ、7ページの歳入について御説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、4目商工費国庫補助金では、地方創生推進交付金で1,015万3,000円、地方創生テレワーク交付金で7,350万円を計上いたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明といたします。

○議長（吉田太郎君） 中島教育委員会事務局長、自席で補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

8ページ、9ページを御覧ください。

款10教育費、項4社会教育費、2目社会教育総務費では、新成人応援事業として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年成人式を中止したことにより、成人式で着用するレンタル衣装等のキャンセルに伴う費用負担が発生した新成人、またはその費用を負担した方に対し、レンタル衣装等キャンセル料助成金などとして364万3,000円を計上いたしました。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 8ページ、9ページの関係の商工費ではありますが、地域創生テ

レワーク推進事業、これは地域福祉センターを利用してこの事業を行うという説明でしたが、この事業の内容の具体的なことを教えていただきたいのと、その財源ですが、1億8,700万ほどが使用されるということですが、この歳入のほうでは地域創生推進交付金が1,000万強、地方創生テレワーク交付金が7,300万ほどということで、この残額の約1億ほどになりますが、この財源はどこから出ているのかをお尋ねいたします。

そして、これも8ページ、9ページですが、新成人応援事業ということで中止をされたということで、レンタル等の費用負担の発生しておる方に360万ほどの補助を出すということですが、これの費用負担のされる方の希望者というか、この事業の対象者はどのような扱い方をされておるのかをお尋ねいたします。以上です。

○議長（吉田太郎君） 竹中産業観光課長、自席で答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうから松永議員の御質問に答えさせていただきます。

まず2点あったかと思いますが、内容でございますが、こちらは現在未利用施設となっています地域福祉センターを対象としております。予算としましては、国の地方創生テレワーク推進交付金を活用してまいります。当交付金につきましては、令和2年度第3次補正予算にて創設され、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国民の意識、行動の変容が見られることを踏まえ、地方でサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組などを支援することにより、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図ることを目的とされております。そこで、今回、地域福祉センターをサテライトオフィスヘリノベーションし、活用してまいりたいというものでございます。

財源につきましては、地方創生テレワーク交付金が7,350万、残りの部分につきましては、別途特別臨時交付金ということで、コロナ関係で8割が別途ついてくるということでございます。残りにつきましては一般財源というようなことで考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 西脇生涯学習課長、自席で答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 松永議員の新成人の応援事業につきまして説明させていただきます。

成人式の中止に伴いますレンタル衣装のキャンセル料が発生しましたものに対して、新成人、この令和3年度の養老町成人式に参加する予定でありました方を対象とした事業でございます。レンタル衣装のキャンセル料等々の発生した方が申請した上で町のほうから助成するというものでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 地方創生テレワーク推進事業の関係ですが、地域福祉センター

を利用して実施をするということですが、財源は分かったんですが、人材的にはどのような対応をされるのかお尋ねしたいんですが。

○議長（吉田太郎君） 竹中産業観光課長、自席で答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの御質問ですが、完成後の運営についてということによろしいでしょうか。

こちらにつきましては、また外部委託というようなことで検討しております。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 商工費の関係の3目の観光費ですが、養老公園観光拠点整備プロジェクトの関係ですが、3月に養老公園観光拠点整備プロジェクト検討委員会が開催されたということで新聞報道もございまして、観光協会や商工会、公園周辺の区長などで構成されてということで、新聞報道によりますと経済効果などを議論したと報じておりますが、具体的にこの事業にそういった予算で反映をされておるのかと、事業計画にね。

それから、県の補助金、これは県営公園ですので県が主導で、補助金もこのように県の予算もついてきておるのかなと、こういう感覚でおりますが、実際問題具体的にどのような数値になっているのかお尋ねします。

○議長（吉田太郎君） 竹中産業観光課長、自席で答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、養老駅及び養老公園周辺は町のシンボリック的な施設、場所ということで、町の観光振興において大変重要な位置と考えております。これを踏まえ、町においてできる観光振興策として養老公園観光拠点整備プロジェクト計画を地域の皆様とともに昨年度策定してまいりました。当計画につきましては、「歴史・自然」の地域資源に「次世代・健康」の付加価値創出をテーマに、養老駅舎をはじめとする歴史的な既存施設や養老公園が持つ自然美の眺望を磨き上げながら、次世代技術やヘルスツーリズムを活用し、併せて地域資源が複合的に連動する仕組みということで、コンテンツの相互連携を促進させ、効果として特産ブランド品を含む観光消費の増大による経済効果拡大を目指すことを目的としてまとめました。

このように本町の取組としてはソフト事業に主眼を置き、県管理外も含めた養老公園一帯の地域資源を活用した取組を通じ、観光振興に努めております。昨年度も、オンライン肉まつりにおいては清流の国ぎふづくり補助金を活用し、養老公園開園140周年記念事業として取り組んでまいりました。また、県につきましてはハード・ソフト両事業の取組をまとめた岐阜県都市公園活性化基本計画第2次戦略が、こちらのほうに基づき

公園の活性化事業が進められております。今後も町として地域資源を活用しながら、県と歩調を合わせ観光振興に取り組んでまいりたいと存じます。

最後になりますが、今回の計画につきましては、国の地方創生推進交付金を活用して実施してまいります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 係の方も県じゃなくて国から取れるときは大いに取ちなさいというような発言、意見も伺いましたが、やっぱり県営とうたっておる以上は、もっと積極的に関わってもらいたい、予算的にもね。

それと、この検討委員会のメンバーですが、充て職で、それはいいんですけど、もっと若い人の意見を取り入れていかないと、これから僕らでもそうですけど、どうしても固定観念というか思想が固まっちゃって、新しい発想が出ないという面もありますので、その辺はちょっと頭に置いて、若い人の活発な意見を聴取するように申し述べておきたいと思います。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 私のほうからも質問させていただきます。

先ほど来質問に出ておりますけれども、地方創生テレワーク推進事業についてですけれども、事業委託されるということで、いまいちイメージが湧かないんですけれども、拠点にしてどういった事業展開をさせるのか、していくのかということをもう少し詳しく掘り下げていただきたいと思います。

次に、プレミアム付商品券事業、これまでに何回も実施されておって、いろんな意見もありますけれども、今回の内容についてどういった負担率というか補助というか、特典みたいなものですね、この辺りの説明をしていただきたいと思います。

次に、養老公園観光拠点整備プロジェクト、これも今も田中議員からもありましたが、県の都市公園なわけですけれども、こういうところに町のお金が投入されていくということに少し違和感を感じる部分もあるわけなんですけれども、これ県内に県の都市公園が7公園あるというふうに私認識しておるんですけれども、その7公園の中で残りの6つ、所在自治体のこういった事業展開というのは、具体的にほかにあるのかという、うちがやっておるような。その辺の事例があればお知らせいただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 竹中産業観光課長、自席で答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問に御回答させていただきます。

事業展開につきましては、こちらのそもそもの地方創生テレワーク推進交付金に関し

ましては、県外の事業所や関係される人の移動というのが目的となっております。ですので、できた後には当然そういった方の呼び込みというか、利用を考えております。

続きまして、プレミアム商品券でございますが、昨年が1億円ということで、25%のプレミアム率でございました。今年度につきましては、また町商工会から増額というようなことで強い要望もございましたので、5,000万円の増額で1億5,000万円分で、プレミアム率は同様の25%で考えております。

最後、県営公園につきましてでございますが、詳しい内容については、事業名というのは今持ち合わせておりませんのでございませんが、各市町におきましても都市公園活性化懇談会の中でいろいろと議論をされておりました、その中で地域におけるイベント等は、そういうランドマーク的なところを使われておりますので、各地域において実施されておるといふふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 少し分かってきました。テレワーク推進事業、イメージ的にはサテライトオフィスとかコワーキングスペースみたいなものを整備して自治体が提供するよというようなイメージかなというふうに捉えたんですけど、それで合っていれば合っているというふうにお答えいただきたいと思います。

プレミアム付商品券事業なんですけれども、これ自治体によっては例えば各世帯に配付したりとか、無償ですね。経済振興ということでやったりする自治体もあるわけなんですけれども、養老町は補助率というかプレミアム率をつけてのパターンをずっと繰り返しておるわけなんですけれども、商品券なので最初に先行投資できる方はいいんですけれども、先行投資できない人はそもそもの特典を受け取れないということが起こるんですけれども、この辺りを埋めるために世帯への例えば無償配付みたいな、1件当たり幾らみたいなのを検討したことがあるのかどうかを教えてくださいたいんですけれども。

○議長（吉田太郎君） 竹中産業観光課長、自席で答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま岩永議員の御質問2点ございましたが、1点目につきましては、そのような内容でよろしいかと存じます。

続きまして2点目につきましては、昨年度も1億円分ということで全額購入されております。商工会からの要望で、やはりそういった商工振興に携わるということで、ぜひプレミアムつきの商品券でということでございましたので、まずはこちらのほうで私どもとしてはやらせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 町長にもちょっと考えをお聞きしたいんですけれども、今のプレミアム商品券だけだと、ある程度の経済力を有していないとできないという議論は全

国で起きておるんですけれども、養老町としての考えをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 今のお答えでございますけれども、国においても商品券等の配付というような事業も計画されたことがございますけれども、やはり一律に無償提供のような形になりますし、やはりプレミアムをつけた形の商品券のほうがいいんじゃないかと。議論をしなかったわけではございません。当然そういう意見も出ましたけれども、やはり養老町としてはプレミアムつきでいきたいなということでございます。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 私は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業についてお尋ねします。

今、散歩をしていても人が会うと予約が取れたかというふうなことが話題ですし、ネットでも妻は取れたけど自分は三、四分で取れなかったとか、そういう状況の声が本当に多いです。6日も10日も13日も取れなかったというようなことがあるわけですが、町長御自身は予約は取れたんでしょうか。どのような方法で予約を取られたのか、そういうところをまず1点お尋ねしたいと思います。

それから、5月7日の全員協議会でワクチン接種計画案というのが渡されました。5月13日に保健センターのホームページを見てみますと、予約の接種の人数に違いが生じています。例えば5月24日、当初1,800人ということでしたが、ホームページでは1,140人というようなことで、5月13日、昨日時点でどれくらいの方が予約を取れているのか、また17日と24日、それ以降で人数をどういうふうに計画しているのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、今回の委託料は土・日接種の人的配置ということでしたが、コールセンターの委託料は全くないのかという点です。コールセンターにかけてもかけても、本当に有休を使って休んでずうっとかけてもつながらないと。コールセンターというのは予約が取れてコールセンターの委託料って生きてくると思うんですが、本当にコールセンターの機能が委託料と見合っているのかというところもやっぱり今回の総括の中にあるのかなと思うわけなんですけれども、当初予算で7,483万7,000円、そして今回の補正で1,495万5,000円で約9,000万、これは国庫支出金とはいえ国民の税金ですので、本当にこういうようなコールセンターの委託料方式しかなかったのかというところも関係があると思うんですけれども、土・日の接種に関しては人事面での派遣については、郡の医師会が全面的に協力ということですが、しっかりと詰めた段階でそういうことをおっしゃっているのか、その点の確認をお願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 私の接種について、予約が取れたかどうかということでございますけれども、結論から言えば私も予約は取らせていただきました。

医師会等の配付する計画に基づいて、広幡地区が70歳以上10日ということでございますので、70歳以上10日に広幡地区の接種日ということで、5月21日を選択させていただいて、予約は携帯のほうから取らせていただきました。以上です。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長（高橋正人君） それでは、私のほうから御回答申し上げます。

まず、予約が取りにくいということでいろんなお声を聞いておりまして、大変申し訳ないという気持ちでおります。今まで予約が取れた方の人数を申し上げますと、6日が360人、10日が1,170人、13日が900人で、合計2,330人でございます。この理由といたしまして、ワクチン量がまだなかなか入ってこないという状況でございましたんですが、厚労省のほうからは4月23日頃までに接種券を発送するようという厳命が来ておりまして、なおかつ先般は総務省のほうから7月末までに接種完了ということに来ておりまして、少ない中でも始めていかなければならないという結論になりまして、大変住民の皆さんには御心配、御迷惑をおかけしてございまして申し訳ないと思っております。そのような声を考えまして、来週17日にはかなり予約枠を開放いたしまして、ここで70%ぐらいの方が予約可能、それから24日には85%までの方が予約可能ということで考えております。

また、80歳以上の方はなかなか予約が取れないということで大変御心配をいただいておりまして、17日の予約が終わった時点で、なおかつまだ80歳以上の方で予約が取れていない方につきましては、こちらのほうでも調査いたしまして、希望がある方は町のほうで対応して予約が取れるようにしてまいりたいというふうに考えております。

それから、コールセンターの委託のほうでございしますが、6人ということで委託のほうはしてございます。参考になる数字といたしまして、名古屋市の高齢者57万人でございしますが、コールセンターの人数が128人というふうに聞いております。養老町に換算しますと、やはり6人ぐらいということで、6人ぐらいが妥当なのかなということだと思います。これ以上確保できるかどうかということで委託業者のほうに交渉いたしましたんですが、なかなか今からでは人材の確保は難しいということで回答が来ておりまして、なかなか補うところもない状況ではございますが、町の相談窓口のほうも人数を増やしまして対応しておりますので、そちらにつながらない場合は養老町のほうに御連絡いただきたいというふうに考えております。

それから、郡医師会のほうとは先般も協議がございまして、スタッフ等の人数ということで最終協議をしてございまして、場合によりまして増員になる可能性もございしますが、ほぼ医師の方、それから看護師の方、それから誘導係などスタッフの方、おおむね人員

の調整はできているということで思っていて結構でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 5月17日と5月24日においてはパーセンテージで言われたけれども、この保健センターがホームページで出している接種人数、5月17日は4,170人、5月24日は1,140人というふうな理解でよろしいんですか。あえてパーセントで言われた理由が分かりません。

それから、町長は冒頭の挨拶でコンプライアンスを遵守しながらオール養老でこの難局を打破したいというふうな表現をされましたが、5月6日、10日、13日において特定の方に利便を図るような窓口対応はなかったわけですね。その辺確認しておきたいと思っています。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 特定の方への利便のあれはございませんでした。以上です。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長（高橋正人君） それでは、パーセントのほうを申し上げましたんですが、人数につきましては議員おっしゃるとおりで結構でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第13、議案第46号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第46号 令和3年度養老町介護保

除事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ201万3,000円を追加し、予算総額を29億5,631万3,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、法改正に伴う電算システムの改修費でございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 近藤健康福祉課長、自席で補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、８ページの歳出について御説明申し上げます。

款１総務費、項１総務管理費、１目一般管理費では、介護報酬改定等に伴う電算システムの改修費として201万3,000円を計上いたしました。

次に、６ページの歳入について御説明申し上げます。

款８繰入金、項１他会計繰入金、５目その他一般会計繰入金では、電算システム改修費と同額の201万3,000円を計上いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は午後１時からといたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後１時00分 再開）

○副議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

○副議長（北倉義博君） ただいま休憩中に、吉田太郎議長から議長の辞職願が提出され

ました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

これより議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○副議長（北倉義博君） それでは、追加日程第1、許可第2号 議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、8番 吉田太郎君の退場を求めます。

〔議長 吉田太郎君 退場〕

○副議長（北倉義博君） お諮りします。

本案、議長の辞職許可について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可については、これを許可することに決定しました。

〔8番 吉田太郎君 入場〕

○副議長（北倉義博君） ここで、辞職されました吉田太郎君の御挨拶をお願い申し上げます。

○8番（吉田太郎君） 議員の皆さん方には、昨年の5月から議長という大役を仰せつかりまして、1年間無事に終わることができました。

昨年からコロナウイルスということで、本当に1年間、町行政の行事とか、いろんな事業が中止とか延期になりました。そうした中、いろんな皆さんの意見を聞いて養老町の安心・安全のために一生懸命やってきました。議員の皆さん方には本当にありがとうございます。

また、大橋町長をはじめ、職員の皆さん方には1年間何かと色々な形で協力をいただきまして誠にありがとうございます。

コロナウイルスもまだまだ終息の兆しが見えません。ようやくワクチンの予定も、高齢者の皆さんには7月中には何とか打てるということも聞いて、本当に安心感もあります。どうか次期の議長に対して、皆さん方のまた一層の協力をお願いして、私から御礼の御挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。（拍手）

○副議長（北倉義博君） ありがとうございます。

○副議長（北倉義博君） ただいま議長辞職の許可により議長が欠員となりました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、議長選挙についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

本日の日程の順次繰下げをお願いします。

○副議長（北倉義博君） それでは、追加日程第2、選挙第1号 議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

○8番（吉田太郎君） 選挙をお願いします。

○副議長（北倉義博君） ただいま吉田議員より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（北倉義博君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西脇康君、清水由美子君を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（北倉義博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（北倉義博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（北倉義博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○副議長（北倉義博君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（北倉義博君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

西脇康君、清水由美子君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（北倉義博君） 開票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、私北倉義博が10票、岩永義仁君が3票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、私北倉義博が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○新議長（北倉義博君） ただいまは議長に推挙を賜り、誠にありがとうございます。非常に重責であり、身の引き締まる思いです。

皆様方も御存じのように、経験も少なく、未熟者の私ではございますが、町民の安心・安全のため、また町のさらなる発展のために誠心誠意努めてまいります。どうか皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

就任に当たり、目標として、2点簡単に申し上げます。

1点目は、今後行政機関との意思疎通をしっかりとしていきたいということでありす。このことは、我々議員の重要な職務でありますチェック機能を果たすためにも、どうしても必要であります。また一方、車の両輪の片方1つとして町を前進させるためにも必要不可欠と考えております。

次に、2点目としましては、今後私も今まで以上に大勢の方とお会いする機会が増えると思います。その際には、民意の総意と申しますか総意の民意、これをしっかりと把握することに努め、議会の総意とのずれがないように努めたいと思います。

我々議員13名は、それぞれの考えがあります。そのことを踏まえて、しっかりと議論を尽くした上で、議会の総意を町民の皆様方に提示することが町民からの信頼につながり、また町民の期待に応える議会になり得ると信じております。

以上の2点でございますが、最後に再度皆様方に御協力をお願いを申し上げて、私の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（北倉義博君） それでは、これより議長の職務に当たらせていただきます。

就任早々ですが、ここで暫時休憩とします。再開時間は後でお知らせします。

（午後1時17分 休憩）

（午後1時25分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

○議長（北倉義博君） 先ほどの議長選挙において、不肖私北倉義博が選挙で議長に選ばれ、就任いたしましたので、副議長が欠員になりました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、副議長選挙についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

これより、議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○議長（北倉義博君） それでは、追加日程第3、選挙第2号 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

○8番（吉田太郎君） 投票で。

○議長（北倉義博君） ただいま吉田議員より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（北倉義博君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小寺光信君、岩永義仁君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（北倉義博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（北倉義博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票願います。

〔投 票〕

○議長（北倉義博君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

小寺光信君、岩永義仁君、開票を行いますので開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（北倉義博君） 開票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票10票、無効投票 3 票です。

有効投票のうち、長澤龍夫君10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、長澤龍夫君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（北倉義博君） ただいま副議長に当選された長澤龍夫君が議場におられます。会議規則第33条第 2 項の規定により当選の告知をします。

ここで、当選されました長澤龍夫新副議長より御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（長澤龍夫君） ただいま投票による選挙において、私が副議長に就任いたしました。至らない私ではありますが、議長を補佐し、養老町発展のために全力投球で頑張っていきたいと思いますので、皆さんの御支援、御協力をお願いし、新任の挨拶いたします。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（北倉義博君） 副議長の挨拶が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第14、選任第 2 号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議会において選任することになっており、同条第 4 項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会委員には、清水由美子君、小寺光信君、岩永義仁君、大橋三男君、吉田太郎君、野村永一君、松永民夫君、以上の 7 名を指名します。

また、産業建設委員会委員には、西脇康君、私北倉義博、長澤龍夫君、早崎百合子君、田中敏弘君、水谷久美子君、以上の 6 名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。

総務民生委員会は4階南委員会室にて、産業建設委員会は4階北委員会室にてお願いします。

ここで暫時休憩とします。

（午後1時38分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。その結果について委員長の報告を求めます。

初めに、総務民生委員会委員長 吉田太郎君。

○総務民生委員長（吉田太郎君） ただいま休憩中に、委員全員出席の下に総務民生委員会を開会しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長に不肖私吉田太郎が指名推選により、副委員長には小寺光信委員が指名推選により選任されました。

私はもとより微力でございますが、委員各位の御支援をいただきながら、当委員会に課せられた健全な行政運営の推進を図りながら、人口減少、少子高齢化対策や災害対策など充実に努め、健康で生き生きと暮らせるまちづくりのためにさらなる福祉事業やコロナ対策の推進などを総括し、調査・審査を進め、当委員会としての役割を果たす所存でございます。よろしく御指導、御鞭撻のほうお願い申し上げます。

以上、総務民生委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 次に、産業建設委員会委員長 早崎百合子君。

○産業建設委員長（早崎百合子君） ただいま休憩中に、委員全員出席の下に産業建設委員会を開会いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私早崎百合子が投票により、副委員長には西脇康委員が投票により選任されました。

このたび委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが、委員諸君の協力の下、安全で快適な住みよいまちづくりや活力ある産業づくり、企業誘致の推進のため、都市生活基盤の強化・充実や道路体系の整備に全力で努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に日程第15、選任第3号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、岩永義仁君、大橋三男君、吉田太郎君、野村永一君、松永民夫君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に日程第16、選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、西脇康君、私北倉義博、長澤龍夫君、大橋三男君、野村永一君、松永民夫君、以上6名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおりに選任することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に日程第17、選任第5号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、清水由美子君、小寺光信君、岩永義仁君、早崎百合子君、田中敏弘君、水谷久美子君、以上6人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開時間は後でお知らせします。

（午後 2 時 07 分 休憩）

（午後 2 時 40 分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について委員長の報告を求めます。

初めに、議会運営委員会委員長 野村永一君。

○議会運営委員長（野村永一君） ただいまの休憩中に、委員全員の出席の下に議会運営委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私野村永一が投票により、副委員長には大橋三男委員が指名推選により選任されました。

私は、自らの浅学非才を顧みまして、責任の重さを痛感しておりますが、皆様の御協力をいただきながら、議会の円滑な運営に誠心誠意努力をいたす所存でございます。よろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、議会改革特別委員会委員長 松永民夫君。

○議会改革特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に議会改革特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私松永民夫が指名推選により、副委員長には西脇康委員が指名推選により選任をされました。

議会が町の二代表制の一翼として町民の皆様の負託に応え得る町民により身近な議会としての役割を果たしていくために、議会のあるべき姿や議会改革の流れについてさらに調査研究を行い、皆様の御協力をいただきながら努力をしていく所存でございます。

昨年度はタブレットが導入されました。議会内部から改革を進められるよう鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げ、以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、議会だより編集特別委員会委員長 岩永義仁君。

○議会だより編集特別委員長（岩永義仁君） 報告いたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に議会だより編集特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には私岩永義仁が指名推選により、副委員長には清水由美子委員が指名推薦により選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、議会活動が町民の皆様により身近で親しまれるよう、議会ならではの視点で住民目線に立ち、読みやすく分かりやすい紙面作りに鋭意努力いたします所存でございます。御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 各委員長の報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） 次に日程第18、同意第5号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番 大橋三男君の退場を求めます。

〔7番 大橋三男君 退場〕

○議長（北倉義博君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第5号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

現監査委員 野村永一氏の辞任に伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、住所、養老郡養老大巻5668番地、氏名、大橋三男氏を後任の監査委員として選任するため、同意を求めるものでございます。

以上で同意第5号 監査委員の選任同意についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔 7 番 大橋三男君 入場 〕

○議長（北倉義博君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管業務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回養老町議会臨時会を閉会します。

（閉会時間 午後2時46分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和３年５月14日

議 長 吉 田 太 郎

新議長 北 倉 義 博

副議長 北 倉 義 博

議 員 小 寺 光 信

議 員 北 倉 義 博